

平成9年2月7日

各 部 局 長
秋 田 県 公 営 企 業 管 理 者
秋 田 県 教 育 長 様
秋 田 県 警 察 本 部 長
土 木 部 各 課 (局・室・所)長

土 木 部 長
出 納 局 長

工事請負契約の工期変更に伴う契約保証期間 の取扱いについて（通知）

このことについては、「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成8年4月1日付け監－134）8の規定により、銀行等又は保証事業会社が交付する変更契約書の提出を求めることとされているところですが、保証事業会社の保証を付した工事請負契約の工期変更にあつては、契約担当者が保証事業会社に通知することにより、保証期間が工期に応じて変更されるものとし、保証事業会社が発行する変更契約書の提出を求めないこととしたので、取扱いについて遺憾のないようにしてください。